

川崎町農業委員会

10月総会議事録

期 日 平成29年10月10日(火)

場 所 川崎町役場2階入札室

平成29年10月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(11人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
				6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博	12番	横田 裕子
13番	山下 理江				

農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光	

3、欠席委員(2人)

4番	中村 明	5番	西山 一郎		
----	------	----	-------	--	--

4、本会事務局 事務局長：重藤 敬二、 係長：林 勇

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第 番 委員 第 番 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 非農地証明願いについて

その他

事務局 定刻になりましたので、平成29年10月の農業委員会総会を開催します。本日は13名中、11名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。
それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いし議事進行いたしたいと思います。

議長

それでは、議長、ご挨拶をお願いします。

(挨拶)

それでは、議事に入りますが、その前に従来では非農地証明は、地区の農業委員が現地を確認し、事務局長が専決して、総会には報告事項として扱っておりましたが、事務局より、非農地証明も審議事項であるとの意見により、他の農業委員会を調査した結果、審議事項とすることが望ましいので、今回より議案として提示させていただきました。了解のほどよろしく願いいたします。それでは、日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、●●番委員、●●番委員をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第1号の1 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

それでは、議案第1号について、説明いたします。

1ページをお願いします。この申請は先月、保留した第3条の 売買による所有権移転です。譲受人住所、川崎町大字●● 氏名、●●年齢、●●歳、●●、 譲渡人住所、田川郡川崎町大字●● 氏名、●●、年齢、●●歳、土地の所在、大字●● 地目、●●地積、●●㎡

申請理由、売買による所有権移転、申請目的 耕作農地の拡大のため。 2ページに位置図、3ページに字図、4ページに航空写真を付けています。●●番農業委員と●●番農業委員で現地確認しました。以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、山下委員より補足説明をお願いいたします。

●●番委員

現地を確認しました。以前よりも整備されていきました。以前購入した土地が整備できていないのではと云うことで、保留となりましたが、先日現地確認した時よりも管理をしており誠意が見られると受け取りました。以上です。

議長

ありがとうございました。皆さんをお願いいたします。質疑のある方は挙手をして起立して質問して下さい。よろしく願いします。それでは、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(なし)

議長

それでは、お諮りします。議案第1号について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数ですので、議案第1号は原案通り承認といたします

続きまして、議案第2号 非農地証明願いについて、事務局の

事務局 説明をお願いいたします。

事務局 それでは、非農地証明願いについてですが、前回までは報告事項としておりましたが、今回より議案として審議していただきたく、審議事項とさせていただきます。

議案第2号 非農地証明願いについて、説明いたします。

事務局 5ページをお願いします。申請人住所 ●●、氏名、●●土地の所在、川崎町大字●● 登記地目 ●● 現況地目 ●● 地積、●●㎡ 申請理由、数十年前より宅地として使用しており、農地への復旧が困難なため。土地の所在は東川崎 ●●の前です。6ページに位置図

議 長 7ページに字図 8ページに航空写真 9ページに現況写真を付けています。当地は地元委員であります●●副会長と●●推進委員に現地確認をしていただきました。以上です。

●● 委員 事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、鍋藤推進委員より補足説明をお願いいたします。

議 長 現地確認しました。東川崎の●●の前で●●の隣です。●●さんは、以前この家に住んでいた、●●さんの次女です。次女が●●さんのところに嫁に行き●●になっています。航空写真を見てわかりますように、私も家が近くで30年以上前からこの状態です。今更農地とか言う問題ではないと思います。皆さんご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

●●委員 ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手を願います。

議 長 (なし)

●●委員 それでは議案第2号を終わります。続きまして、その他ですが、何かありますか

議 長 (●●委員)

●●委員 この頃農業新聞を見ましたが、昔からの農家の家には畑が付いていることが多いです。その家を売買するときには農業者しか買えないわけです。そういう問題ではなしに、畑をつけて一緒に売るという状態にはならないのですか。昔の農家の家と言うのは、自分の家の屋敷に畑あます。それは農地となっています。売買するには地目変更して売買になるという難しい状態になります。それよりも農業新聞を読んだ限りでは、県内に何件かは、それも一緒にいいではないかと新聞に載っていました。川崎町はどうですか。

事務局 法的解釈から行くと、それは無理です。農地となっている以上は農地法の縛りがありますので、一緒につけて売るとか言うのは出来ません。だから非農地証明と同じようなパターンと思います。

そう言うところは事前に転用していただくとか、そう言った形で農地じゃなくしてじゃないと、うちは農地法を執行する側になりますのでそれは無理だと思います。以上です。

議長

前回の委員会の時に●●さんもいましたが、安宅にもこういう例がありました。安宅に家を買ってきて周囲に農地があるのを仲介者の人がこれは埋めてもいいですと言う話があったと思います。それを戻して委員会にかけた例があります。

(●●委員)

●● 委員

農業新聞を読んだことで言っていますけど、県下によっては農業委員会で認めるということです。法的にはそうでしょうけど、徐々に変えていくと言うか、売買のしやすいようにしないと売買しにくいと思います。過疎化になって非農家の家がたくさんあります。ある程度認めてもいいと思います。

(●●副会長)

●● 委員

それは宅地の中の一部の畑という意味ですか。

(●●委員)

そうです。屋敷にはなっているけど実際の地目は畑になっているとかです。

(●●委員)

●● 委員

●●委員の言っているのは、宅地の中で一部が畑をしていると言った場合ですか。登記簿上は宅地で畑をする場合もあります。家庭菜園で庭を耕して畑にすることもあると思います。そういう場合は農業委員は関係ないと思います。

(●●委員)

●● 委員

ただ宅地の中の畑が問題です。

(●●委員)

●● 委員

それは簡単に認められないと思います。

(●●委員)

●● 委員

たとえば宅地の前を10a畑にしていると言ったら無理ですが、わずか1a位であれば良いかなという感じです。そのところは課題です。

(局長)

事務局 局長

農地は、山を切り開いて農作物を作った場合は、農地になります。いくら地目が山林であろうがそう言った定義があります。宅地であってもそれを耕して作物を作ったら農地とみなします。法的なものが変わらないと私は無理だと思います。

議長

他にありませんか。

(事務局)

事務局

毎月言っていますが、活動記録簿の提出をお願いします。毎月総会の時提出して下さい。

それと活動記録簿は、活動した分はすべて書いてください。活動した日に対して手当等を検討しています。

(●●委員)

●●番委員

川崎町には農業委員と推進委員がありますが、川崎町は目標として何をしているのかわかりません。目標が無いので目標を立てるべきではないかと思えます。

(局長)

事務局 局長

農業委員会としての年間計画を立てないといけないようになっていきます。前回の農業委員の時立てました。今回新体制になって立てなければいけないので、案として来月総会の議案とします。事務局が計画を立てるのではありません。農業委員会で話し合っ

て事務局が数字を調べたりします。

(鍋藤 委員)

●● 委員

農業委員や推進委員になるときにレポートを書いて出しています。だれがどのような考えを持ってここに臨んだかそれからひらいてあげてもわかると思えます。

議長

本日の議題はすべて終了いたしました。

次回の総会は、11月10日1時30分より総会を開催します。

これで、平成29年10月農業委員会総会を閉会いたします。皆様、いろいろご協力ありがとうございました。

お疲れ様でした。

閉会 午後7時44分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員 _____

●●番委員 _____

議長 _____